

議案第 7 6 号

日出町学校給食センター設置条例の一部改正について

日出町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

日出町学校給食センター設置条例（平成 2 5 年日出町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町学校給食センター条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 町立学校の学校給食及び町立幼稚園の幼稚園給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 0 条及び学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、日出町学校給食センターを設置する。

第 2 条中「給食センターの」を「日出町学校給食センターの」に改め、同条の表中「日出町大字川崎 8 6 2 番地 4」を「日出町大字藤原 2 3 1 0 番地」に改める。

第 3 条を削る。

第4条中「給食センター」を「日出町学校給食センター」に改め、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条中「ほか、」の次に「この条例の施行について」を加え、「日出町教育委員会規則」を「、教育委員会規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、日出町学校給食費等に関する条例(令和 年日出町条例第 号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年日出町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2 学校給食センター運営委員会委員の項を削る。

理 由

学校給食センターの移転及び学校給食費の公会計化に伴う学校給食センター運営委員会の廃止をしたいので提出する。